

『済州島四・三事件：「島のくに」の死と 再生の物語』(2008 年／ 2018 年)

第 2 回 BOOK CLUB 「著者は語る」

2022 年 11 月 2 日 (水)

主催：立命館大学アジア・日本研究所

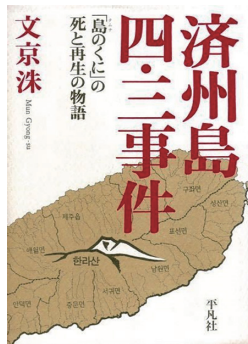
講演者：文京洙 (立命館大学名誉教授)

司会者：李眞恵 (OIC 総合研究機構 専門研究員)

李：本日は大変お忙しい中ご参加をいただきありがとうございます。
ただいまより立命館大学アジア・日本研究所 (AJI) 主催の、第 2 回
BOOK CLUB「著者は語る」を開催いたします。文京洙先生 (立命館
大学名誉教授) より自著『済州島四・三事件：「島のくに」の死と再生
の物語』(2008 年／ 2018 年) についてお話しいたします。どうぞよ
ろしくお願い致します。

文：紹介していただきました、文京洙と申します。本日はこのよう
な場所を設けていただいて AJI の小杉先生をはじめ関係者の皆さま、
どうもありがとうございます。また、お忙しい中、おいでいただいた
皆様にも御礼を申し上げます。あまり時間もありませんので、さっそ
く本題に入りたいと思います。

先ほど紹介していただいた 2008 年に平凡社から出た『済州島四・
三事件：「島のくに」の死と再生の物語』を中心に話をさせていただきますが、実はこの本には土台になっている本があります。立命館大
学には学位支援制度という制度がかつてあり、私の年代の立命館の教
員にはそれで学位を取った人が結構多く、私もこの制度を利用して『済
州島現代史 公共圏の死滅と再生』という学位論文を本として出版し
ました。本日はお話しする平凡社の本はこの本をベースに出版してい
ます。さらに 2018 年の岩波現代文庫の方は、基本的には平凡社の本を
ベースにしていますが 10 年という時間があるので、その間の四・三
事件の問題解決への進展状況について付け加えたものです。



本日のお話の内容は、まず四・三事件とは何かということです。お聞きいただいている人のなかには、四・三事件についてかなりご存知の方もいらっしゃるようですが、最初に四・三事件の内容について説明したいと思います。

まず四・三事件の背景、そして四・三事件の展開過程、さらに四・三事件以後の問題解決の歩みについて紹介させていただきます。そのうえで、そうした事件の経緯を踏まえて、私自身の問題意識の移り変わりも踏まえて、この本のコンセプトをお話しさせていただければと思います。

さらに最後に、四・三事件の問題解決において決定的な意味を持った法律が2000年に制定されていますが、昨年にその法律が改定されています。部分改定は今までも時々あったのですが、全面的に改定されて、犠牲者、あるいは犠牲者の遺族に対する補償ということが盛り込まれました。その改定を踏まえて、四・三事件の問題解決の到達点と課題について、この本から少し離れますが、この本以後ということで、紹介させていただいて、締めくくりとさせていただければと思います。

I 濟州島四・三事件とはどんな事件か

1) 武装蜂起の背景（四・三事件の二重の意味）

まず、四・三事件の内容ですが、四・三事件を一言で表すと、1948

年4月3日に済州島の若い人たちを中心とした武装蜂起——300人余りだと言われています——が発生し、その鎮圧過程でおよそ3万人近い島民が犠牲になった事件、一言で表すとそうなると思います。

その蜂起の際に、島民が掲げたスローガンがあります。このスローガンがこの四・三事件の性格をよく表しているので、まず紹介させていただきます。一つは「売国的単選・単政を命がけで反対し、祖国の統一・独立と安全な民族解放のために」というものです。この時期、1948年5月に朝鮮半島の南半部だけで国連監視による選挙の実施が予定されていました。これに反対して、朝鮮半島の統一独立を実現するというのが一つの目的でした。もう一つは「骨髓に染みた怨恨を解き放つために、弾圧なら抵抗だ」というものです。前者が四・三事件の国際的な文脈であるとすれば、後者は四・三事件の済州島という地域的な文脈というように言えると思います。

後で紹介しますが、この時期は米軍政が島に外部から引き入れた警察や、右翼集団による島民に対する迫害、弾圧が非常に激しく行われていました。この四・三事件は、そのような外部からくわえられた暴力に対して、ある意味では島のコミュニティを守る自衛的な反撃という側面も持っていて、国際的な文脈と、地域的な文脈の二重の意味でこの四・三事件、少なくとも蜂起は持っていたと言えると思います。

2) 朝鮮半島の解放と分断（国際的文脈）

まず、その国際的な文脈について、少し敷衍してお話をしたいと思います。写真は1945年2月のヤルタ会談の時の三巨頭（スターリン・ルーズベルト・チャーチル）です。このヤルタ会談で、東アジアの日本や中国、朝鮮に関わる重要な戦後処理の問題が議論されています。



出典：The National Archives (United Kingdom), INF 14/447

朝鮮半島について二つの大事な決定がありました。一つは日本に

とっても非常に決定的な密約となりますが、ドイツ敗北後の3カ月以内にソ連が対日戦に参戦するという密約が、スターリンとルーズベルトの間でされています。もう一つは朝鮮半島の戦後処理との関連で信託統治を行うことが合意されています。カイロ宣言等で朝鮮の独立が約束されていますが、即独立ということではなく、「in due course」といういわば条件付きの独立案で、一定の期間、一定の手続きをへて独立ということが、連合国側で議論されていました。それが信託統治という形を取ったわけです。

いずれにしても、日本の敗北が遅くなってソ連はヤルタの密約に基づいて、東アジアでの対日戦に参戦することになりました。これによって朝鮮半島が、日本の敗北以降、米ソの分割占領のもとにおかれます。ただ、当初は分割占領は便宜的・一時的なものに過ぎませんでした。朝鮮半島にいた日本軍の武装解除のために、北側についてはソ連が担当し、南側については米国が担当するということで、両大国は統一朝鮮への構想に合意していました。それが信託統治構想でした。ところが、この信託統治構想をめぐる、国内で賛成派と反対派の激闘が繰り広げられた上に、国際的にもご承知の通り、46年、47年、48年と、年を重ねるにつれて米ソ間の戦後処理をめぐる対立が激化して、いわゆる国際冷戦が進展します。そのような状況でこの信託統治構想は頓挫し、流れてしまいます。

アメリカは、この信託統治構想の頓挫を受けて、朝鮮半島の戦後処理の問題を国連に持ち込みます。国連の監視下で全朝鮮の選挙を実施して、独立国家を作ってしまうという政策を打ち出すわけです。ところが、当時の国連はアメリカ一辺倒なので、ソ連と北朝鮮がこの選挙を拒否して、結局、国連監視下の選挙は、南朝鮮——当時はまだ韓国になっていないので、このように言いますが——朝鮮半島の南で単独で行われることになりました。これを1948年の五・一〇単独選挙と韓国では歴史的に言われているわけです。この単独選挙を通じて大韓民国が樹立されるわけですが、要するに四・三の武装蜂起は、この単独選挙に反対するということが蜂起の目的の一つであったとすることができます。48年8月の大韓民国の成立を受けて、48年の9月には朝鮮民主主義人民共和国が樹立されています。

3) 解放直後の済州島：人民委員会：「三・一節事件」

一方で、国内的な文脈について紹介すると、日本の敗北と同時に5万人か6万人ぐらいの海外にわたっていた済州島の人たちが、島に帰ってきます。日本で社会主義運動、労働運動に取り組んできた人たちが若い人たちを中心に帰ってきます。米軍のソウルへの進駐が9月です。済州島というのは辺境で米軍の軍政が最終的に整うのは、11月ぐらいになるわけですが、その間に言わば権力の空白期が存在するわけです。

そこで、このような海外からの帰国者を含む住民の自治的な組織として、人民委員会が成立します。これは、朝鮮の南の全国で、北の方も同様なので、朝鮮半島全体でこのような人民委員会もしくは建国人民委員会と言う形の住民の自治組織が成立するわけです。そのなかでとりわけ、済州島の人民委員会は強力であったとされています。米軍政自身も、「島内の唯一の政党としてすべての面で政府と何ら変わらない唯一の組織体」とみているほどでした。これは後程紹介するところにも関連するのですが、強いて言うと、ハンナ・アーレントがロシア革命時のソビエトとか、あるいはドイツのレーテ「評議会」について言った「その存在を人民自身の組織化への衝動以外のなにものにも依拠しない新しい権力構造」、まさにこのような権力構造が日本の敗北直後の済州島に生まれていたわけです。

この人民委員会は米軍政とも緊密な連携を保っていました。軍政統治の体制が整わないなかで米軍政も人民委員会に頼るほかないという時期があったわけですが、46年、47年となるにつれて、アメリカ軍政と人民委員会との関係が悪化します。

それが決定的に悪化するのが、47年のいわゆる三・一節事件です。朝鮮の独立運動の記念日に3万人規模の集会が開かれ、そこへ軍政警察が発砲し、子供を含む民間人6人が死亡するという事件があって、これに対して全島的な抗議運動が起こります。地元の警察や役所など公務員も含めてゼネストが展開するわけですが、そのゼネストに対して、軍政が陸地部、つまり半島部から警察や右翼を新たに引き入れて鎮圧にかかります。

陸地部では46年に「10月人民抗争」という百万人規模のかなり大規模な軍政に反対する抗議運動があったわけですが、そこで鎮圧作戦にあたっていた警察が済州島にやってきました。さらに、右翼青年団——これはこの時期、ソ連の後押しのもと民主改革という形で、北朝鮮の土地制度改革や工場の国有化等を含む社会改革が進むわけですが、それを嫌って南に逃れてきた右翼の青年団、西北青年会もしくは西北青年団という言い方をしますが——を済州島に投入します。

米軍政の観点から言っても、済州島は70%がアカだという認識になっていくという状況で島民と軍政との対立が激化します。48年3月になると軍政に逮捕される人が2500人にも達し、3件もの拷問死事件も起こるという状況で、米軍政が島に導入した警察や右翼の横暴が極限に達して、これに対する反抗として住民が蜂起したというように考えていただければ良いと思います。

4) 四・三の展開

4月3日の蜂起を主導したのは若い急進的な社会主義者でした。当時、南朝鮮労働党という政党があり、済州島でもその政党の済州島部ができていました。その党員を中心とした若い人300人余りが蜂起しました。4月末には、当時、済州島に駐屯していた済州島国防警備隊という韓国軍の前身となる部隊との和平交渉が一時成立をするのですが、色々な要因でそれが流れてしまいます。

武力衝突が再燃して5月には、先ほどから紹介している五・一〇単独選挙が実施されようとしていました。全国で200の選挙区があったのですが、済州島の三つの選挙区のうち、二つの選挙区で武装隊によって選挙が阻止されるという事態になります。その後、武装蜂起に対する討伐作戦が高まっていくという過程を経ていきます。

48年には先ほど紹介しましたように、大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国が成立して、済州島の武装蜂起が済州島だけの問題ではなくて、朝鮮半島全体の、南の政府、北の政府の正統性にかかわる争点としてクローズアップされることになります。

さらに、10月には全島の海岸線から5km以外の通行禁止令が発令されて、これに従わない者——済州島の中山間以上の地域に出入り

する者——は即銃殺するという布告が出ました。さらに10月には全羅南道の麗水に駐屯していた第14連隊が済州島に反乱鎮圧のための出撃を命令されるのですが、その部隊が逆に反乱するという事件が起きます。

これに対して韓国政府は戒厳令を布告し、済州島での鎮圧作戦を激化させます。いわゆる焦土化作戦——日中戦争の過程で三光作戦という言い方がされましたが——まさに殺し尽くす焼き尽くす、奪い尽くすという過酷な作戦がこの時期に展開するようになります。

四・三事件の死者は3万人で、当時の島民の人口が28万人ぐらいでしたから島民の10人に一人が犠牲になっているのですが、その3万人がすべて犠牲者申告をされているわけではありません。四・三特別法制定以降、20年余りで申告があったうえで1万5000人近くの人が犠牲者として認定されていますが、そのうちの1万人近くの人がこの10月中旬以降から3月にかけての焦土化作戦で犠牲になっています。その犠牲者のほとんどは武装蜂起に参加した武装隊ではなく、そのようなイデオロギーとはほとんど無関係な島民で、この時期には、このような島民が武装隊だとかアカだということで虐殺されています。

この3月までの鎮圧作戦で事態が収拾の方向に向かいます。そのような状況で4月に当時の李承晩（イ・スンマン）大統領が来島して、5月には48年に成立しなかった選挙を再び実施することになって、6月には武装隊の2代目の司令官の李徳九（イ・ドク）が戦死します。この段階で組織的な武装闘争としての四・三事件は、ほぼ終息したと見ることができると思います。ちなみにこの李徳九という人は、これも日本と四・三の関係、在日社会との関連を象徴する人物でもあるのですが、立命館大学の卒業生で、戦前の法経学部を出ている人です。

5) 朝鮮戦争勃発以後の虐殺

こうして事態はいったんは収束に向かいますが、1950年の6月に朝鮮戦争が勃発すると、虐殺が再燃します。逮捕されて服役していた者、あるいは保導連盟員——これは戦前の日本の予防拘禁という、共産主義者などを刑期が終わってもそのまま拘禁をし続ける制度を韓国

政府が継承するような形で予備検束として実施しており、反対運動の経歴のある者を国が組織した団体があってその連盟員たちの多くが、処刑されたり行方不明になっています。朝鮮戦争後、最後の武装隊と言われる呉元権という人が57年につかまっています。

6) 犠牲者（類型と加害）

犠牲者の数については先ほど紹介したとおりで、そのほとんどが討伐隊や警察右翼による犠牲で8割に達します。蜂起側の武装隊も非常に残酷な方法で住民の物資を奪ったり、あるいは虐殺したりということをしています。四・三特別法では四・三事件の期間は、47年の三・一節事件を起点に漢拏山の禁足令が解除された54年の9月までとされています。その間に犠牲になった人は、警察や軍隊以外は、まったく武装隊とはかかわりのない住民もすべてアカだとされました。アカだから殺されたというよりも殺されたからアカだという烙印が押されるような時代が久しく続きました。四・三事件を語ること自体がほとんどできない状況が、50年代、60年代、70年代まで続きました。本格的に四・三事件の真相究明や問題解決が試みられるようになるのは1987年の民主化以降です。

7) 沈黙の時代から四・三特別法へ

1987年6月の民主化以降、進歩派の大統領候補となった金大中（キム・デジュン）氏が、まず四・三事件の問題解決を公約に掲げますし、済州島でも四・三事件の問題解決への動きが、色々な形で活発化します。

そのような中で2000年——1999年に法律が制定されて2000年1月に発効ということになりますが——四・三特別法が制定されています。四・三特別法は四・三事件の犠牲者の名誉回復、それから真相究明ということを課題にしていました。真相究明のための行政の取り組みがあって、2003年10月には『済州四・三事件真相調査報告書』——韓国という国家が誤りを犯し、無辜の住民を傷つけたり虐殺したりしたことを認定した報告書——が確定をしています。この確定を受けて、当時の盧武鉉（ノ・ムヒョン）大統領が済州島を訪れ

て犠牲者と島民に謝罪するということになりました。

8) 四・三と在日朝鮮人社会

このような四・三事件の経緯を踏まえて、四・三と在日朝鮮人社会の関係について触れたいと思います。

四・三事件前後の密航者数(人)

資料	1946 年	1947 年	1948 年	1949 年	合計(人)
森田芳夫 (1955)	17,733 3,683(逃走)	6,010 1,467(逃走)	7,978 2,046(逃走)	8,302 2,710(逃走)	40,023 9,906(逃走)
GHQ	22,132	6,630	8,408	9,437	46,607
法務省入国 管理局編 (1981)	17,737 17,733 (Korean)	6,192 6,010 (Korean)	8,167 7,978 (Korean)	8,702 8,302 (Korean)	40,725 40,023 (Korean)

※森田芳夫(1955)『在日朝鮮人処遇の推移と現状』(法務研究報告書第43集第3号)法務研修所。

法務省入国管理局編(1981)『出入国管理の回顧と展望(昭和55年度版)』大蔵省印刷局発行。

この表は四・三事件を前後して朝鮮半島から日本に密航してきた人たちの数を示しています。この当時、日本はGHQの占領下にありました。GHQは解放後に一旦朝鮮半島に帰った人たちの日本への再入国を厳しく取り締まっていました。そのような状況で、この時期の朝鮮人の日本への渡航は、ごく少数の特別な場合を除いて密航という形を取らざるを得ないわけです。密航なのでその数値は確かではありませんが、水際で逮捕されて送還された者が4万人前後となっています。しかし、色々な資料ではこの2倍とか3倍の人がこの時期に、済州島から日本に密航してきて、特に大阪の猪飼野^{いかいの}と呼ばれていた現在のコリアタウンのあたり——この地域はもともと30年代から済州島人を中心とするコリアのコミュニティがあったわけですが——を中心に住み着く、定住するという状況がありました。

こうして日本に逃れてきた人たちにはやはり蜂起側で立ち上がった人たちが多いわけですが、そのような人たちが日本に密航してきて、いわば難民化して、在日朝鮮人社会の一角を形成していると言えます。詳しくお話しするときりがありませんが、要するに四・三事件の問題

を解決するというのは、日本の在日社会での問題解決を抜きに語ることができないということを、この時期の状況がよく示してるのではないかと思います。

II 本書の背景と特徴

四・三事件のこのような経緯を踏まえて本書の基本的なコンセプトについて触れたいと思います。今日のお話で、ある程度意識されている方もいらっしゃると思いますが、私たちの世代は、戦後の団塊の世代の最後かあるい1、2年遅れた世代になるわけです。私たちの世代は歴史や社会科学研究というと、ほとんど社会的な活動や実践と切り離して考えることができないように思います。

特に私が大学院にいた頃は、外国人が大学教員になるというのはほとんど不可能な時代でもありましたから、研究するというよりも、本国の統一問題ですとか、あるいは韓国の民主化、あるいは在日朝鮮人の人権、課題は色々あって、そのような活動しながら研究もするというスタイルで歩んできました。

このような在日の社会運動というと、基本的に民族運動になるわけで、民族主義的な思想や価値観をいわば自明の前提としていたわけですが、私自身はなんとなくそのような運動についていけないというか、少なからず違和感を感じていて、民族よりも階級や市民社会論に傾くきらいがありました。法政大学の大学院時代には方法論的に言うと、グラムシ、あるいはアルチュセール、ブーランツァスなどのようなネオ・マルクス主義が、当時の法政大学の社会科学研究科あたりではかなりはやっていて、私自身もそのような方法論で実践と研究をしていたという経緯があります。

済州島の問題に関わるのは、民主化以降、1988年です。東京で四・三事件40周年の集会がありました。私自身も事務局——ある意味使い走りですが——として参加をして、この間、その東京での四・三事件の取り組みから、大阪を中心とした関西での四・三事件の取り組みに加わってきました。ですから研究というよりも、そのような取り組みのネットワークを通じて出来上がった本が一番最初に紹介した三つ

の本だというように言えると思います。

90年代になると——冷戦後に多かれ少なかれ同じような経験をなさっている方もいらっしゃると思いますが——大学時代にはグラムシにしてもネオ・マルクス主義の色々な理論家にしてもそうですが、階級支配や階級闘争というようなことを前提とした価値観、世界観が、この時期、揺らいでくるといって変わってきます。そのような中で、——これはかぶれたというように言ってもいいと思いますが——ハバーマスだとかアーレントという批判理論に辿り着きました。90年代初めにくらいかけては、かなり集中的にそのような本を読んで、済州島社会の分析のベース、あるいは韓国分析のベースにしてきたという経緯があります。

99年には学外研究で済州島に一年間、滞在しました。民主化以降、済州島でも非常に活発な住民運動が展開し、1992年に済州島について政府主導・大資本主導の総合的な地域開発の法案が提起された際には、開発特別法反対運動が盛り上がっていったわけです。住民運動を主導した活動家・研究者・ジャーナリストたちは、やはりほとんどが四・三事件の問題解決に取り組んでいる人たちで、そのような人たちとの交流とか、ネットワーク、あるいはそのような人たちを通じた資料収集もしくは聞き取りなどを学外研究で行いました。それが最初に紹介した、2006年の博士論文の基礎になっています。

理論的なコンセプトとしては、この頃ハバーマスの「公共性」や「公共圏」、もしくはアーレントの「政治的領域」ということを考えるようになっていて、それをベースにして博士論文を考えています。簡単に言うと、日本の敗北直後、朝鮮の解放直後の人民委員会を、アーレントがロシア革命初期のソビエトやドイツの評議会（レーテ）に見出したような公共圏の原初的な形態というように考えました。

もっとさかのぼると、19世紀の済州島では封建制や外国勢力に対する抵抗運動が激しく展開します。その中核に「民会」という住民の組織があって、その民会の延長線上でこの人民委員会をとらえることも可能だと思います。ところがこの人民委員会が四・三事件による外部勢力によって崩壊します。崩壊した後、沈黙の時代が続くわけですが、その過程で産業化、都市化、あるいは、80年代の民主化があって、

四・三事件によって消滅した公共圏が90年代の住民の異議申し立て、公聴会や地方議会、新聞や大学などの近代的なメディアを通して活発に議論されるようになります。

その議論から生まれた方向が現実の政策を動かしていく、このような状況を公共圏の再生という形で論じたのが博士論文です。ですから、四・三事件そのものの研究と言うよりも、四・三事件そのものの研究や調査は済州島や韓国でかなり行っていたので、その到達点をきちんと紹介するというレベルで、四・三事件を済州島社会の民主化以降に至る流れの中で位置づけるというのが、私の本の特徴だと言うことができます。

一方ですでに述べたように四・三事件は在日の問題とも非常に密接に関係しているわけですが、済州島や韓国での研究や取り組みではどうしても問題解決の蚊帳の外に置かれてしまうということがあるわけです。2000年代になると、それなりに研究が進みますが、その点の問題提起を繰り返し、済州島や韓国に向かってしなければいけないわけです。平凡社の本についてはそのような問題提起をかなり意識して書いてます。

III 済州四・三の現在 問題解決の到達点と課題

最後に、ここまでのコンセプトと内容の紹介を踏まえて、この本が書かれた2018年以降の状況と問題解決の到達点や課題について触れたいと思います。

最初に紹介しましたが、四・三特別法の全面改定が昨年を実現しています。2018年に済州島での70周年の慰霊祭に参加した文在寅（ムン・ジェイン）大統領（当時）が四・三の完全解決ということを強調しています。完全解決という時には色々な観点があるのですが、大きく分けて二つの問題があります。

一つは補償の問題です。2000年に成立した四・三特別法では、真相究明と名誉回復が主な目的とされていて、犠牲者や遺族への補償の規定がありません。それに対し、この間に光州事件、あるいは朝鮮戦争期の色々な住民虐殺などをめぐって補償が実現しています。そのよ

うな影響もあって、四・三事件についても補償しなければいけないという声が高まって、それが四・三の完全解決の一つの重要なテーマとなっているわけです。

もう一つの問題は、これは話をすると長くなるのですが、実を言うと1948年4月3日の武装蜂起を主導した指導者——私は抗争指導部と言っていますが、四・三事件の説明の中でも紹介した南朝鮮労働党の幹部、あるいは武装隊の指導者レベルの人たち、1代目の指導者は日本の中央大学を出た人で、2代目が立命館大学なのですが——、指導者レベルの人たちは憲法裁判所が「韓国政府に積極的に抵抗した人たちについては韓国憲法の基本理念である自由民主基本秩序及び大韓民国のアイデンティティに反する」、いわゆる国家イデオロギーに反するという判断を下しており、犠牲者の認定を受けていません。

一度犠牲者に認定されたものの、指導部にいたということが明らかになって、認定から外された人もいます。十数名と聞いており、ごく少数ですが、外部から加えられた不義に向かって立ち上がった四・三の抗争指導部が、大韓民国の正当性というか、アイデンティティに反するという事で、いまだに犠牲者として認定されていないわけです。

これは日本の在日社会での四・三の問題解決を考えるうえでも、極めて重要な問題だと言えます。むしろ抗争に指導的な立場に関わった人たちの多くが、日本に逃れてきているわけで、そのような人たちが北朝鮮系の総連や、そのような組織運動で指導的な役割を果たして在日朝鮮人社会の一翼を形成するということがありました。在日朝鮮人社会というのは、朝鮮半島の南北とは違って左と右が同じ生活空間を共有する世界なわけですが、憲法裁判所の判断からすれば右の人たちは犠牲者として認めるけれども、左の人たちは犠牲者として認めないということになるわけで、この問題がいまだに解決されていません。この点は四・三の完全解決のもう一つの重要な課題として依然として残されています。

ところで、改定された四・三特別法は被害者補償と同時に四・三事件の追加真相調査を重要な課題として盛り込んでいます。追加真相調査には6項目があり、そのうちの1項目が、日本での被害実態を調査するということになるわけで、今年(2022年)の6月から12月にかけて

て、その第一次調査が大阪、東京で行われており、私もその調査に加わっています。

以上、なかなかうまく整理できませんでしたが、拙著の内容とコンセプト、残された課題について紹介させていただきました。どうもありがとうございます。

質疑応答

質問者 A：先生のご講演を聞いて非常にいろいろ考えさせられましたが、やはり今日のテーマである「島のくにの死と再生」ということで、公共圏問題について特に関心を持っており、それについていくつか質問があります。

この公共圏の範囲というのは島全体と考えて良いのでしょうか。済州島の中の地域的対立、あるいは階層的もしくは階級的な対立——例えば人民委員会やそれ以前の民会の時点での——はどのような状況であったのか。それから、現在の公共圏と比べて、どのように発展し、違うのか。地域対立については韓国社会では非常に強いと言われますが、そのようなものが済州島としてまとまって存在するのか、このような点が一つの質問です。

もう一つ、これ確認的な意味ですが、済州島で戦後、非常にナショナリズムと言いますか民族統一、民族の完全独立という意識が、他の地域に比べても強かったようですが、済州島に対する半島部からの抑圧ということが中心なのか、それとも、日本からの留学なども指摘されましたけれど、日本との交流が一つの原因だったのか、その二つのどちらが主だったのかについて聞かせてもらえればと思います。

文：はい、難しい問題を出していただきました。公共圏という範囲で私が考えていたのは、済州島社会です。解放直後に日本や島の外で色々な経験を積んだ人たちが帰ってきて、地元にはた地域の名望家たちと協力して人民委員会を立ち上げます。非常に広い範囲で、日本の植民地時代の悪質な警察や役人が排除されたという面があるのですが、かなり広い範囲の住民を網羅して一つの自治的な組織として人民委員会

を構成し、これを中心に解放後の済州島社会を再建するための議論がなされたと考えています。

もちろん人民委員会が及ぶ範囲というものをどこまでとするかは色々と議論がありますが、基本的には島民の大多数の意志がそこに結集されていて、新聞を通じた公共的な議論、あるいは委員会の執行部の議論などを通じて自治が行われていたというように考えています。済州島という社会において、あまり階級・階層分化が進んでいなかったということが、伝統的な意思形成の枠組みを前提に共同性が確保されていたということがあります。その一方で島の内外で教育や独立運動や労働運動などさまざまな社会経験を積んだ人たちが島社会のコミュニケーションを支えたと言えます

90年代に復活する公共圏について、どこまでが公共圏かということ色々な議論があると思いますが、この時期公共的な議論が住民全体を含めるような形で、非常に活発に展開したということを公共圏という形で位置づけているわけです。公共圏の前提となる開かれたコミュニケーションが公聴会や新聞の報道、住民によるデモや集会という形で展開する、それがこの時期の済州島の開発方法や内容の規定に非常に大きな影響を与える、その意味でまさに市民社会での公共的な議論が政治システムや経済システムに非常に大きな影響を与えたということで、公共圏の復活というように考えています。答えになっているかどうか分かりませんが。

李：どうもありがとうございます。他にご質問のある方いらっしゃいますか。他にないようでしたら、司会の私から質問させていただきたいと思います。

2000年から特別法公布、真相究明および犠牲者・名誉回復委員会の設置、政府レベルの調査が実施され始めて以降も、ノ・ムヒョン政権の公式謝罪後、本格的に済州島四・三事件について犠牲者・名誉回復の動きや雰囲気、場が作られたのではないかという印象を受けました。私は韓国政府の外国同胞の帰還と関連政策について検討した結果、その変化は、各政権が国内外でどのようなスタンスを取るかによって、つまり政権による必要や雰囲気によって関連法が制定されたりすると

いう状況と捉えました。ノ・ムヒョン政権以降、またはご本が出版になった2008年以降現在まで、在日コリアン社会における済州島四・三事件に対する認識は、どのように変化しているのかについて、少しお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

文：在日社会でも四・三について語ることをタブー視するという雰囲気はかなり長い間続きました。韓国が民主化して四・三特別法が出来るまでは四・三事件について語ってはいけないという雰囲気が、大阪などでも非常に強かったと言われています。総連系というか、北朝鮮系の社会でも、朴憲永など南労党の指導者が52年に米国のスパイだとか反党分子として北朝鮮で粛清されています。四・三の武装蜂起そのものも、その南労党の指導者が主導したということで総連の社会でもなかなかこれについて憚るような雰囲気が続いていました。

それが法律ができて名誉回復や真相究明の動きがあると、やはり日本社会でもだんだん沈黙の壁が崩れていくという状況が出てきたと言えます。さらにこの間の四・三特別法の全面改正で補償が出るようになって、単に金銭的なことよりも韓国政府の問題への対処の本気度がそれなりに示されるわけで、大阪を中心にあらためて四・三の犠牲者や遺族であるということをカミングアウトする人が増えたり、四・三について自由に語ったり考えたりする雰囲気が一段と広がっている感じはあります。

李：どうもありがとうございました。それでは、そろそろお時間も迫って参りましたので、本日のセミナーを終了させていただきたいと思います。

略歴と業績



文京洙（MUN Gyongsu／ムン・ギョンス）立命館大学名誉教授、同大学アジア・日本研究所上席研究員

【略歴】

- 1977 年 中央大学法学部政治学科卒業
- 1980 年 法政大学社会科学研究科修士課程修了
～法政大学、神奈川大学などで非常勤講師などを経て～
- 1989 年 国際基督教大学常勤助手（～ 1991 年）
- 1994 年 立命館大学国際関係学部助教授、同教授（1998 ～ 2016 年）
- 2006 年 博士（地域政策学）取得（大阪商業大学）
- 2016 年 立命館大学特任教授、同アジア・日本研究所副所長（～ 2021 年）

【研究業績】

著書（単著）

- 『済州島現代史：公共圏の死滅と再生』新幹社、2005 年
- 『韓国現代史』岩波新書、2005 年

現代の日本と韓国と在日を架橋する：文京洙先生に聞く研究史と生きざま

『在日朝鮮人問題の起源』図書出版クレイン、2007 年

『済州島四・三事件：「島（タムナ）のくに」の死と再生の物語』平凡社、
2008 年、岩波現代文庫、2018 年

『新・韓国現代史』岩波新書、2015 年

『文在寅時代の韓国：「弔い」の民主主義』岩波新書、2020 年

（共著）

『現代韓国への視点』（共著者／鄭章淵）大月書店、1990 年

『在日朝鮮人：歴史と現在』（共著者／水野直樹）岩波書店、2015 年

（単編著）

『アジアの人びとを知る本 第5巻 アジアで生きる人びと』大月書店、
1992 年

『増補・なぜ書きつづけてきたか なぜ沈黙してきたか：済州島四・
三事件の記憶と文学』（金石範・金時鐘著）平凡社ライブラリー、
2015 年

（共編著）

『ろうそくデモを越えて—韓国社会はどこに行くのか』（共編者／川瀬
俊治）東方出版、2009 年

『在日コリアン辞典』（国際高麗学会日本支部『在日コリアン辞典』編
集委員会編：朴一・鄭雅英ほか 12 名）明石書店、2010 年 11 月

『エティック国際関係学』（共編者／奥田宏司・佐藤誠・原毅彦）東信
堂、2011 年

『危機の時代の市民活動：日韓「社会的企業」最前線』（共編者：川瀬
俊治ほか 7 名）東方出版、2012 年

『グローバル・サウスはいま 第2巻 新自由主義下のアジア』（共編
者／藤田和子）ミネルヴァ書房、2016 年

Asia and Japan: Perspectives of History（共編者：小杉泰）Asia-Japan
Research Institute Ritsumeikan University, 2023.

論文（単著）

- 「第7回非同盟諸国首脳会議について」『月刊アジア・アフリカ研究』266号、アジア・アフリカ研究所、1983年6月
- 「国家分析のための機能論的枠組：第三世界における従属的資本主義諸国を中心に（上・下）」『月刊アジア・アフリカ研究』275・276号、アジア・アフリカ研究所、1984年3月・4月
- 「韓国における南北統一運動：1960～61年期を中心に」『月刊アジア・アフリカ研究』281号、アジア・アフリカ研究所、1984年9月
- 「韓国の軍事政権と国民意識」土生長穂・河合恒生編『第三世界の開発と独裁』大月書店、1989年1月
- 「韓国における社会変革論争」『季刊窓』4号、窓社、1990年6月
- 「国際関係の展開と第三世界」土生長穂編『21世紀の第三世界』大月書店、1991年2月
- 「70年代韓国の精神と尹興吉文学」『学苑』619号、昭和女子大学近代文化研究所、1991年5月
- 「韓国社会と市民文化」『アジア・アフリカ研究』31巻4号、アジア・アフリカ研究所、1991年11月
- 「韓国の政治文化と維新体制」小林謙一・川上忠雄編『韓国の経済開発と労使関係：計画と政策』法政大学出版局、1991年12月
- 「現代韓国の都市小説」『学苑』631号、昭和女子大学近代文化研究所、1992年5月
- 「世界史の中の日韓条約」『季刊青丘』16号、青丘文化社、1993年7月
- 「済州島4・3事件前史に関する研究（上）」『済州島』6号、耽羅研究会、1993年11月
- 「在日朝鮮人にとっての国民国家」歴史学研究会編『国民国家を問う』青木書店、1994年5月
- 「近代世界のなかの日本と朝鮮：最近の業績から」『歴史評論』534号、歴史科学協議会、1994年10月
- 「済州島4・3事件前史に関する研究（下）」『済州島』7号、耽羅研究会、1994年12月

現代の日本と韓国と在日を架橋する：文京洙先生に聞く研究史と生きざま

- 「近代日本の国民国家形成と朝鮮」西川長夫・松宮秀治編『幕末明治期の国民国家形成と文化変容』新曜社、1995年3月
- 「在日朝鮮人にとっての戦後」中村政則他編『戦後日本：占領と戦後改革 第5巻：過去の清算』岩波書店、1995年11月
- 「高度経済成長下の在日朝鮮人」李進熙編『「在日」はいま、：在日韓国朝鮮人の戦後五〇年』青丘文化社、1996年4月
- 「転換期の世界と在日朝鮮人」李進熙編『「在日」はいま、：在日韓国朝鮮人の戦後五〇年』青丘文化社、1996年4月
- 「戦後世界システムの展開と韓国の工業化：1960年代を中心に」中央大学社会科学研究所研究報告『統合するヨーロッパ／重層化するアジア18』1997年3月
- 「日韓関係をめぐって」立命館大学人文科学研究所編『戦後50年をどうみるか：二一世紀への展望のために（上）』人文書院、1998年3月
- 「在日朝鮮人問題の起源」佐藤誠・A. J. フィールドینگ編『移動と定住：日欧比較の国際労働移動』同文館、1998年9月
- 「韓国における地域社会の変容と住民自治」『アジア・アフリカ研究』39巻3号、アジア・アフリカ研究所、1999年7月
- 「韓国の都市形成と住民自治：民主化過程における地域主義と住民自治の相克」土生長穂編『開発とグローバリゼーション』柏書房、2000年4月
- 「グローバリゼーションと公共性：韓国における「国民的競争国家」と民主主義」関下稔・小林誠編『統合と分離の国際政治経済学：グローバリゼーションの現代的位相』ナカニシヤ出版、2004年4月
- 「戦後60年と在日朝鮮人：“国民”の呪縛を超えて」『思想』980号、岩波書店、2005年12月
- 「韓国における市民社会と公共圏：デジタル・デモクラシーの射程」松下洵編『途上国社会の現在：国家・開発・市民』法律文化社、2006年2月
- 「韓国における人権：過去・現在・未来」『部落解放』570号、解放出版社、2006年12月

現代の日本と韓国と在日を架橋する：文京洙先生に聞く研究史と生きざま

「戦後在日朝鮮人の歩みと住民自治」富坂キリスト教センター在日朝鮮人の生活と住民自治研究会編『在日外国人の住民自治：川崎と京都から考える』新幹社、2007年2月

「盧武鉉政権の遺産と李明博政権下の韓国」『アジア・アフリカ研究』47巻4号、アジア・アフリカ研究所、2007年12月

“Origins of Current Problems of Korean Residents in Japan,” *Kyoto Bulletin of Islamic Area Studies*, vol 3, no. 1 (July 2009), Center for Islamic Area Studies at Kyoto University

「ドイツ統一と朝鮮半島：ハーバーマスの介入とその後」『神奈川大学評論』65号、2010年3月

「뉴커머와 올드커머：지구화 시대 일본사회의 변화와 재일 한인（ニューカマーとオールドカマー：グローバル時代日本社会の変化と在日コリアン）『재일동포사 총서 10 일본 한인의 역사（상）（在日同胞史叢書10 日本の韓人の歴史（上））』韓国国史編纂委員会、2019年7月

「日本と韓国：歴史意識の相克」『現代の理論』25号、2010年10月

「100年の葛藤を超えて：戦後日韓関係の歩みと相互認識」『アジア・アフリカ研究』51巻1号、アジア・アフリカ研究所、2011年2月

「戦後日韓関係と市民社会の課題：100年の葛藤を超えて」藤田和子・松下列編『新自由主義に揺れるグローバル・サウス：いま世界をどうみるか』ミネルヴァ書房、2012年10月

「戦後在日朝鮮人の生活と日本社会」安田常雄編『シリーズ戦後日本社会の歴史4 社会の境界を生きる人びと：戦後日本の縁』岩波書店、2013年3月

「在日朝鮮人からみる日韓関係：〈国民〉を超えて」磯崎典世・李鍾久編『日韓関係史 1965-2015 Ⅲ 社会・文化』東京大学出版会、2015年10月

「埋もれた記憶を辿る」『抗路：在日総合誌』3号、抗路舎、2016年12月

「韓国“ろうそく革命”と文在寅新政権の課題」『アジア・アフリカ研究』57巻3号、アジア・アフリカ研究所、2017年

現代の日本と韓国と在日を架橋する：文京洙先生に聞く研究史と生きざま

「韓国において“進歩”とは何か：文在寅新政権の行方」『抗路：在日総合誌』4号、抗路舎、2017年11月

“Discussions over the Jeju 4.3 Incident in the Public Sphere,” *The JEJU 4.3 Mass Killing: Atrocity, Justice, and Reconciliation*, edited and published by JEJU 4.3 Peace Foundation, 2018,

「〈四・三事件70年〉問題解決の到達点と課題：日本からの視点」『世界』970号、岩波書店、2018年7月

「이행기정의와 제주 4·3 (移行期正義と済州四・三)」『한국학과 조선학 그쟁점과 고려학 (韓国学と朝鮮学その争点と高麗学) 1』国際高麗学会、2018年

「激変する朝鮮半島情勢：変化へのイニシアティブを探る」『現代思想』46巻12号、青土社、2018年8月

「日韓関係、第三の転機か？」『抗路：在日総合誌』6号、抗路舎、2019年9月

「ポスト冷戦期の日韓関係：過去清算と反動の相克」『エトランデュテ』3号、在日本法律家協会、2020年7月

「43과 재일 제주인 재론 (再論)：분단과 배제의 논리를 넘어 (四・三と在日済州人再論：分断と排除の論理を越えて)」『4·3과 역사 (四・三と歴史)』20号、済州四・三研究所、2020年

「済州島、三河島、そして朝鮮籍」李里花編『朝鮮籍とは何か：トランスナショナルの視点から』明石書店、2021年1月

「韓国「四・三特別法」改正：「積弊清算」の新局面」『世界』945号、岩波書店、2021年6月

「済州四・三を考える：在日の被害実態調査から」『抗路：在日総合誌』10号、抗路舎、2022年12月

「재일 제주인의 시각에서 본 제주 4·3：과거청산의 아포리아；법정립적 폭력 (在日済州人の視点からみた済州四・三：過去清算のアポリア；法措定的暴力)」高誠晩編『비판적 4·3 연구 (批判的 四・三研究)』한그루、2023年

“Jeju 4.3 and Zainichi Society: Beyond the Logic of Division and Exclusion” *World Environment and Island Studies*, vol. 13, no.1 (March 30, 2023), the World Association for Island Studies and World Environment and

現代の日本と韓国と在日を架橋する：文京洙先生に聞く研究史と生きざま

Island Institute, Jeju National University.

「漂流する韓国政治：「検察国家」の行方」『アジア・アフリカ研究』

63 巻 1 号、アジア・アフリカ研究所、2023 年

「在日メディアと論争：〈在日論〉の水脈をたどる」『抗路：在日総合誌』

11 号、抗路舎、2023 年 12 月

「吊いの政治学：死者と生者の行き交い 韓国／日本」『抗路：在日総合誌』

12 号、抗路舎、2024 年 12 月

(共著)

「1948 일본행 엑소더스：연합국 최고사령부 보고서를 통해 본 제주

사람들의 밀항 (日本行きエキソダス：連合国最高司令部報告書

を通じてみた済州人の密航)」(共著者：高誠晩)『日本學』58、

東國大学校、2023 年

書評

滝沢秀樹著『韓国の経済発展と社会構造』(御茶の水書房、1992 年)、『ア

ジア経済』33 巻 12 号、アジア経済研究所、1992 年 12 月

崔章集著『現代韓国の政治変動』(中村福治訳、木鐸社、1997 年)、『歴

史学研究』719 号、歴史学研究会、1999 年

伊地知紀子著『生活世界の創造と実践：韓国・済州島の生活誌から』

(御茶の水書房、2000 年)、『日本史研究』476 号、日本史 研究会、

2002 年 4 月

ユ・シミン著『ボクの韓国現代史 1959－2014』(萩原恵美訳、三一書房、

2016 年)、『図書新聞』2016 年 4 月 9 日

장인성 (張寅性) 著『비판적보수주의의심리와논리：현대일본의보수

주의 (現代日本の保守主義：批判的保守主義の心理と論理)』、『日

本研究』68 集、国際日本文化研究センター、2024 年 3 月

朴一著『在日という病：生きづらさの当事者研究』(明石書店、2023 年)、

じんぶん堂、2024 年 1 月 ([https://book.asahi.com/jinbun/article/](https://book.asahi.com/jinbun/article/15096769)

15096769)